様式１６

避　難　所　生　活　ル　―　ル

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 避難所で生活される方へ避難所でみんなで気持ちよく生活するために、以下の点に注意して過ごしましょう**。**１　決められた時間の遵守（１）避難所では規則正しい生活を送るために、いくつか決まった時間を設定します。ただし、準備の都合で時間が前後したり、個人の体調いかんではこの限りではありません。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 起　床 | ６：３０ | 清　掃 | ８：００～　８：３０ |
| 消　灯 | ２２：００ | 体　操 | ９：００～　９：３０ |
| 朝　食 | ７：１５～　８：００ | 風　呂 | １９：００～２１：００ |
| 昼　食 | １２：００～１３：００ | 巡回診療 | １０：００～１１：３０ |
| 夕　食 | １８：００～１９：００ |  |  |

（２）その他、特別なサービスや行事については、掲示板に張り出されますのでそちらを確認してください。２　協力し合って役割分担（１）居住組では組長、副組長を置きます。組長、副組長は、居住組の意見・要望を取りまとめて避難所運営委員会へ上げて対応を協議したり、運営委員会からの伝達事項等を組員に報告したりします。（２）避難所運営のために活動班が設置されます。総務班、情報班、施設管理班、食料・物資班、保健・衛生班、要配慮者班、支援渉外班などがあります。積極的に避難所の運営に参画しましょう。（３）その他、当番で清掃、炊出し、物資・食料の荷下ろし・配布等の仕事も回ってきます。（４）一部の人に負担が重くのしかかることがないよう、みんなでできることを分担し協力し合いましょう。３　外泊・退所の手続き避難所で黙っていなくなると、周囲に心配をかけますし、その後の食料配分等にも影響が出てきますので、外泊や退所の予定が決まったら、届出を必ず行ってください。 |

|  |
| --- |
| ４　衛生・整理整頓の保持（１）集団生活ですので共有スペースはもちろん、個人のスペースであっても清潔を保ち、整理整頓に努めましょう。（２）食事の前には手洗い・うがいを励行し、体操に参加するなどして体を動かし健康の保持に努めましょう。（３）避難所には医師や保健師などによる巡回診療があります。健康面や精神面などで心配な点がありましたら、そちらを利用して相談してください。また、緊急の場合には、保健・衛生班に申し出てください。（４）災害によりゴミの処理機能が低下していますので、ゴミは徹底して分別し、削減に努めましょう。（５）ペットを飼育している方は、指定の場所にケージに入れて管理することを原則としています。給餌や排泄、清掃などの世話は飼育者の責任で行ってください。５　安全管理（１）避難所は安全を確認して開設し定期的に点検もしていますが、その後の余震等の状況により危険箇所が発生する可能性もあります。何か異常を見つけましたら、直ちに施設管理班に連絡してください。（２）避難所には避難者以外にも、行政関係者、ボランティア、報道関係者などが出入りします。外部者には原則として、識別できるようバッジ等を携帯してもらうことになっています。この他の不審者を見かけましたら、直ちに総務班へお知らせください。（３）避難所内は火気厳禁です。所定の喫煙所を利用してください。また、炊き出し等の火を使う際は、消火器の場所を事前に確認しておくなど、よく注意して行ってください。６　その他求められる配慮（１）居住スペースでは携帯電話はマナーモードとし、通話は公共スペースで行ってください。（２）居住スペースでの飲酒はお控えください。（３）共有スペースの使用は順番を守り、特定者で独占することがないよう交代で譲り合って利用してください。（４）食料や物資は原則として平等です。全員に行き渡るよう、余分に持っていったり蓄えたりしないでください。（５）困っている人がいたら、積極的に声をかけて助け合い、また運営委員会までお知らせください。 |